

2014年7月27日  
大阪・大阪府保険医会館

# 司法は生きていた

—大飯原発差止判決までの道のりとその意義—

大飯原発運転差止訴訟弁護団  
吉川健司

# 自己紹介

- 2001年10月 弁護士登録（54期）  
もんじゅ設置許可処分無効確認訴訟弁護団加入  
主に，安全審査指針等に関する主張を担当  
（もんじゅ訴訟は，2003年1月27日控訴審判決，  
2005年5月30日最高裁判決）
- 2011年7月 脱原発弁護団全国連絡会に参加

大飯原発運転差止訴訟弁護団でも，安全審査指針等に関する  
主張を担当

# 内 容

- 3. 1 1 前後の全国の原発訴訟
- 福井地裁に提訴するまでの経過
- 福井地裁における訴訟の経過
- 判決概要(1)－判断枠組
- 判決概要(2)－各論 (①1260ガル, ②700～1260ガル, ③～700ガルの地震による事故の危険性, ④使用済み核燃料プールの危険性)
- 判決概要(3)－差止の必要性, 国富・コスト論
- 判決の特徴①～④
- 批判する論調
- 今後の見通し

# 3.11前の主な原発訴訟

提訴年	対象原発	請求内容	一審	二審	最高裁
1973	伊方原発1号機	設置許可取消	×	×	×
1973	東海第二原発	設置許可取消	×	×	×
1975	福島第二原発1号機	設置許可取消	×	×	×
1976	伊方原発2号機	設置許可取消	×		
1979	柏崎刈羽原発1号機	設置許可取消	×	×	×
1981	女川原発1, 2号機	建設・運転差止	×	×	×
1985	もんじゅ	設置許可無効確認	×	○	×
1988	志賀原発1号機	建設・運転差止	×	×	×
1988	泊原発1, 2号機	建設・運転差止	×		
1989	六ヶ所村ウラン濃縮工場	事業許可取消	×	×	×
1989	六ヶ所村低レベル放射性廃棄物処分場	事業許可取消	×	×	×
1989	六ヶ所村高レベル放射性廃棄物貯蔵施設	事業許可取消	(審理中)		
1989	六ヶ所村再処理工場	事業許可取消	(審理中)		
1991	福島第二原発3号機	建設・運転差止	×	×	×
1999	志賀原発2号機	建設・運転差止	○	×	×
1999	島根原発1, 2号機	建設・運転差止	×	(審理中)	
2003	浜岡原発1～4号機	建設・運転差止	×	(審理中)	
2010	大間原発	設置許可取消・建設差止	(審理中)		
2010	玄海原発3号機	MOX燃料使用差止め	(審理中)		

# 現在係属している原発訴訟

施設名	裁判所	請求内容	備考
泊原発	札幌地裁	運転差止	取下げ
	札幌地裁	定期検査終了証交付処分取消	
大間原発	函館地裁	建設差止	
	東京地裁	建設差止, 設置許可無効確認等 (原告函館市)	
六ヶ所再処理工場	青森地裁	再処理工場事業認可取消 高レベル放射性廃棄物貯蔵施設事業許可取消	
柏崎刈羽原発	新潟地裁	運転差止	
東海第二原発	水戸地裁	運転差止等	
浜岡原発	東京高裁	運転差止	
	静岡地裁	運転差止	
	静岡地裁浜松支部	永久廃炉請求	
志賀原発	金沢地裁	運転差止	
敦賀原発	大津地裁	運転差止仮処分	
美浜原発	大津地裁 大津地裁 京都地裁	運転差止仮処分 (大飯・高浜・美浜)	
大飯原発		運転差止本訴 (大飯・高浜・美浜)	
		運転差止本訴 (大飯1～4)	
高浜原発	福井地裁	運転差止 (大飯3号, 4号)	却下・却下 却下・却下
	大阪地裁	利用停止義務付け (大飯3号, 4号)	
	大阪地裁・高裁 大阪地裁・高裁	定期検査終了書交付差止・仮の差止 運転差止仮処分 (大飯3号, 4号)	
島根原発	広島高裁	運転差止	
伊方原発	松山地裁	運転差止	
玄海原発	佐賀地裁	MOX燃料使用差止	
	佐賀地裁	操業差止	
川内原発	鹿児島地裁	操業差止	

# 原発分布図

炉型 Reactor	運転中 OP	建設中 UC	計画中 PL	閉鎖 CD
PWR	■	▨	□	⊗
BWR	■	▨	□	⊗
その他 Others	▲	▲	▲	⊗

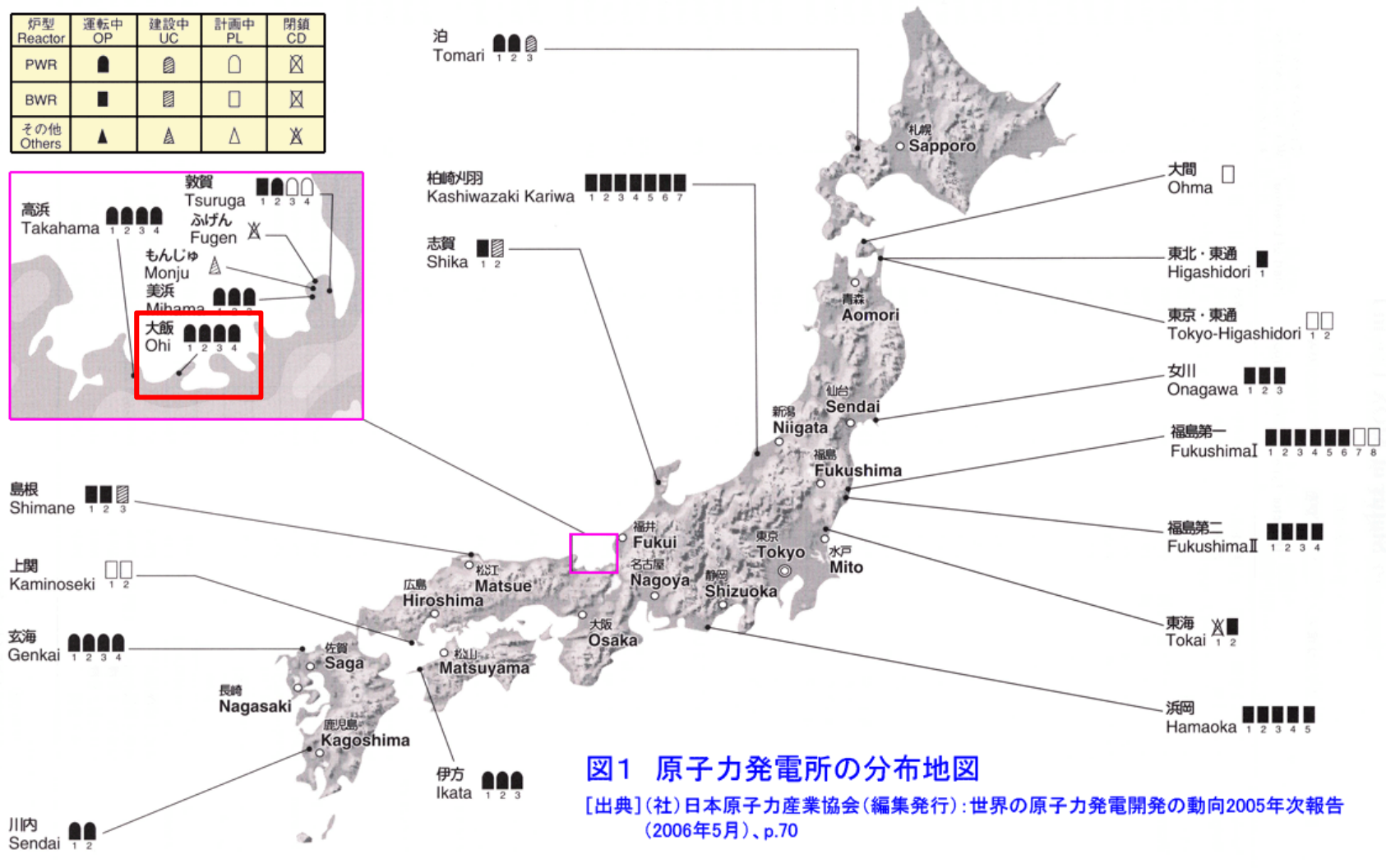
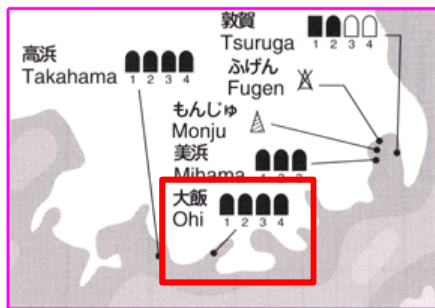


図1 原子力発電所の分布地図

[出典] (社)日本原子力産業協会(編集発行):世界の原子力発電開発の動向2005年次報告(2006年5月)、p.70

# 3. 1 1 後の判決・決定

(1)大飯3，4号定期検査終了証交付差止請求訴訟

① 2012年12月20日 大阪地裁判決 却下

② 2013年06月28日 大阪高裁判決 控訴棄却

(2)大飯3，4号運転差止仮処分申立事件

① 2013年04月16日 大阪地裁決定 却下

② 2014年05月09日 大阪高裁決定 却下

(3)大飯3，4号運転差止請求訴訟

2014年5月21日 福井地裁判決 (認容)

# 提訴までの経過

2012年

01月 笠原弁護士（弁護団事務局長）に相談

05月19日 岩淵弁護士（志賀原発訴訟弁護団長）を  
講師とした勉強会→**弁護団結成**

以後、毎月約1回の弁護団会議により、訴状作成

06月24日 原告希望者向け訴訟準備会開催

以後、準備会による原告希望者、支援者の募集活動

11月03日 **原告団結成総会** 井戸弁護士（志賀原発  
第1審判決裁判長）による講演会

\* 詳細は原告団HP参照 (<http://adieunpp.com/>)



# 訴訟の経過

2012年11月30日 提訴（原告154名 県民111名）

\* 原告は県内自治体（9市，8町）全てから

2013年02月15日 第1回口頭弁論

03月11日 二次提訴（原告35名）

2013年4月24日，7月24日，10月8日，12月19日，

2014年1月22日，3月5日 口頭弁論

2014年3月27日 第8回弁論 結審

2014年05月21日 判決

\* 他に毎月約1回の割合で進行協議期日も開催

# 原告の主張概要

＜訴状，原告準備書面1～21の主な内容＞

- ①原発の危険性の立証責任は関電側にある
- ②使用済み核燃料プールの危険性
- ③大飯原発の耐震設計の不十分さ（基準地震動の想定が甘いこと等）
- ④地震・津波による外部電源喪失の危険性
- ⑤活断層の真上に原子炉があることの危険性
- ⑥震源を特定しない地震動の危険性

# 裁判所からの求釈明

求釈明＝裁判所からの原告，被告両方への質問  
審理中の2013年4月3日，5月10日，10月10日，12月  
25日，2014年1月23日の**5回**にわたりなされた

## ＜主な求釈明事項＞

- ①人格権侵害の具体的危険性の意義，内容
- ②全交流電源喪失の危険性の内容
- ③使用済み核燃料プールからの放射能漏れの危険性
- ④大飯原発周辺で発生しうる地震の規模の想定
- ⑤基準地震動の意義，基準地震動により主給水喪失  
という事態が生じた場合の対応

# 判決主文

- 1 被告は，別紙原告目録 1 記載の各原告に対する関係で，福井県大飯郡おおい町大島 1 字吉見 1－1 において，大飯発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない。
- 2 別紙原告目録 2 記載の各原告の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は，第 2 項の各原告について生じたものを同原告らの負担とし，その余を被告の負担とする。



2014年5月21日判決言渡直後の福井地裁入口付近

# 判決概要(1)－判断枠組

従来（伊方最高裁判決・1992.10.29）の判断枠組

裁判所の審理，判断は，原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われる。

① 調査審議で用いられた具体的審査基準が不合理

② 当該原子炉施設が具体的審査基準に適合するとした原子力委員会等の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤，欠落がある

→裁判所は専門家の判断を尊重すべき

# 判決概要(1)－判断枠組

## 福井地裁判決の判断枠組

- ①生命を守り生活を維持する利益は**人格権の中でも根幹部分をなす権利**
- ②**原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由**（憲法22条1項）に属するものであって、**憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれる**
- ③**福島原発事故により、原発技術の危険性、被害の大きさが明らかになったことから、原発を稼働させて原発事故が発生すれば、人格権の中核部分が極めて広汎に奪われる事態を招く**

# 判決概要(1)－判断枠組

・かような事態を招く**具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められる**

本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい。

\* 伊方最高裁判決に反しないことにも言及



# 判決概要(2)－各論

- ①大飯原発を1260ガルを超える地震動（＝クリフエッジ）が襲う可能性があるか
- ②700～1260ガルの地震動（基準地震動を超えるがクリフエッジ以下）が襲った場合、事故を避け得るか
- ③700ガル（基準地震動）以下の地震動が襲った場合、事故を避け得るか
- ④使用済み核燃料プールは安全か

# 判決概要(2)ー①

## クリフエッジ (崖っぷち)

これを超えた地震動により，原発の冷却システムが崩壊し，有効な手段がなくなり，メルトダウンが生じうる (関電が自認)

大飯原発では基準地震動 (S s) の1.8倍  
= 1260ガル

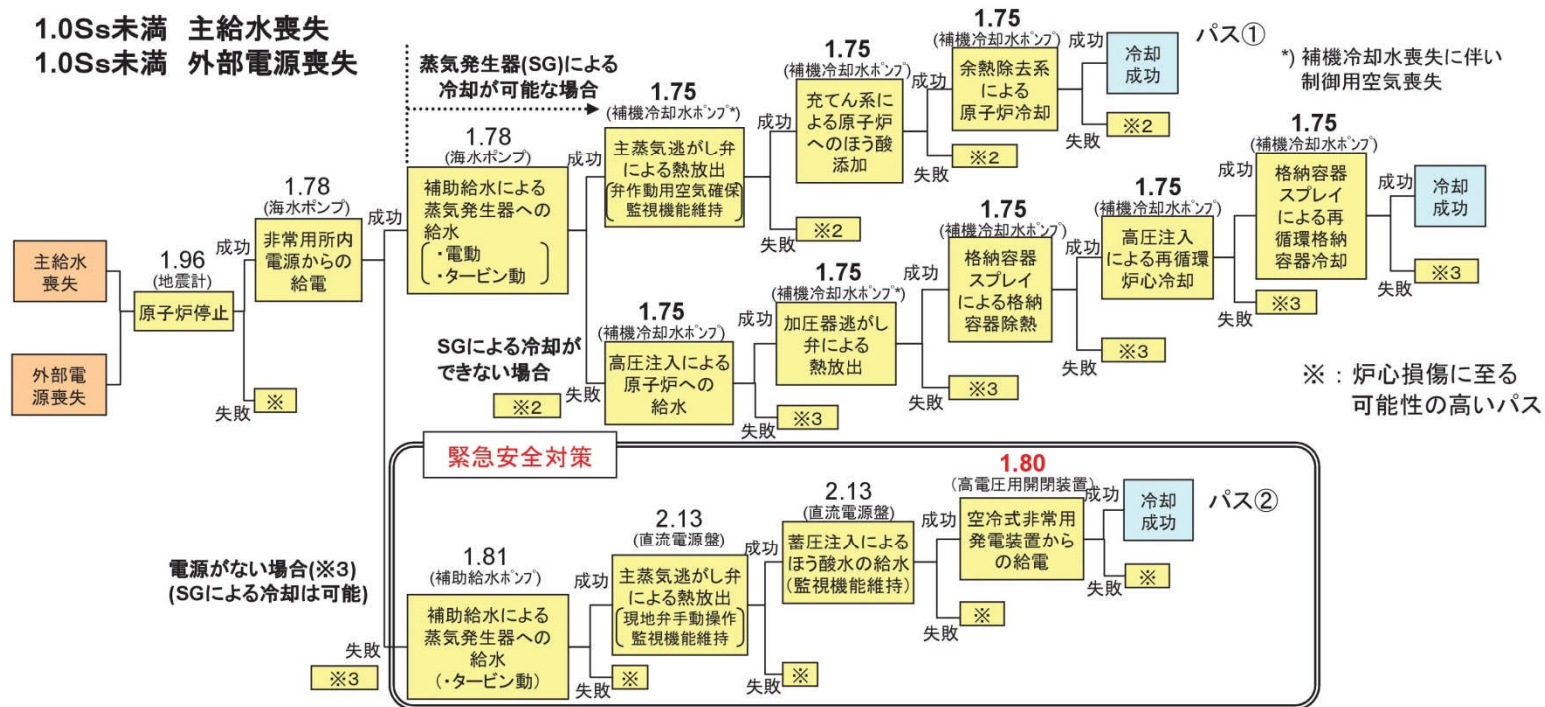
\* 1ガルは1秒ごとに1cm加速する加速度を示す単位

# クリフエッジの特定(原子炉にある燃料に対する評価)

2-6

Step4 燃料損傷に進展しないよう収束させるシナリオが成立しなくなる地震レベル(クリフエッジ)を特定する

1.0Ss未満 主給水喪失  
1.0Ss未満 外部電源喪失



- 基準地震動1.75倍未満ですべての緩和機能が機能し成功に至る パス①
- 基準地震動1.78倍になると、非常用所内電源からの給電は失敗するが冷却成功に至る パス②
- 基準地震動1.80倍になると、空冷式非常用発電装置からの給電失敗で緩和手段がなくなり、クリフエッジとなる

大飯発電所3号機ストレステスト評価(詳細資料)より

# 判決概要(2)－①

1260ガルを超える地震が到来する危険がある

- ①地震は地下深くで起こる現象で、分析は過去のデータによる仮説や推測によらざるを得ない。正確な過去のデータは近時のものしかない。
- ②日本で記録された最大の地震動は4022ガル（2008.6.14の岩手宮城内陸地震 M7.2）で、この種類の地震（内陸地殻内地震）は大飯でも発生する可能性がある
- ③原発敷地（岩盤）での最大地震動は1699ガル（2007.7.16中越沖地震 柏崎刈羽原発）

# 判決概要(2)－②

700ガル（基準地震動）を超える地震が到来する危険がある

基準地震動（ $S_s$ ）とは

施設の耐震設計において基準とする地震動で、敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動性等の地震学および地震工学的見地から、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動（2006年新耐震指針）

→実際には、データから導かれる傾向（平均像）から基準地震動を決めている

# 判決概要(2)－②

700ガル（基準地震動）を超える地震が到来する危険がある

①2005年から10年間の間に4つの原発で基準地震動を超える地震が到来している（旧指針の基準地震動も含む）

地震	原発	年月日	基準地震動（ガル）	地震動（ガル）
宮城県沖	女川	2005.8.16	250	316
能登半島	志賀	2007.3.25	490	961
中越沖	柏崎刈羽	2007.7.16	447	1699
東日本大震災	福島第一	2011.3.11	450	550
東日本大震災	女川	2011.3.11	580	607

# 活断層の規模の過小評価

## 活断層とは

「**最近**の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層」

「最近」の範囲は、数十万年前から約200万年前まで、研究者によって考え方が異なる。

活断層が長ければ、地震の規模も大きくなる。

(いわゆる松田式では、20kmでM7, 80kmでM8)

# 若狭湾周辺の主な断層の分布

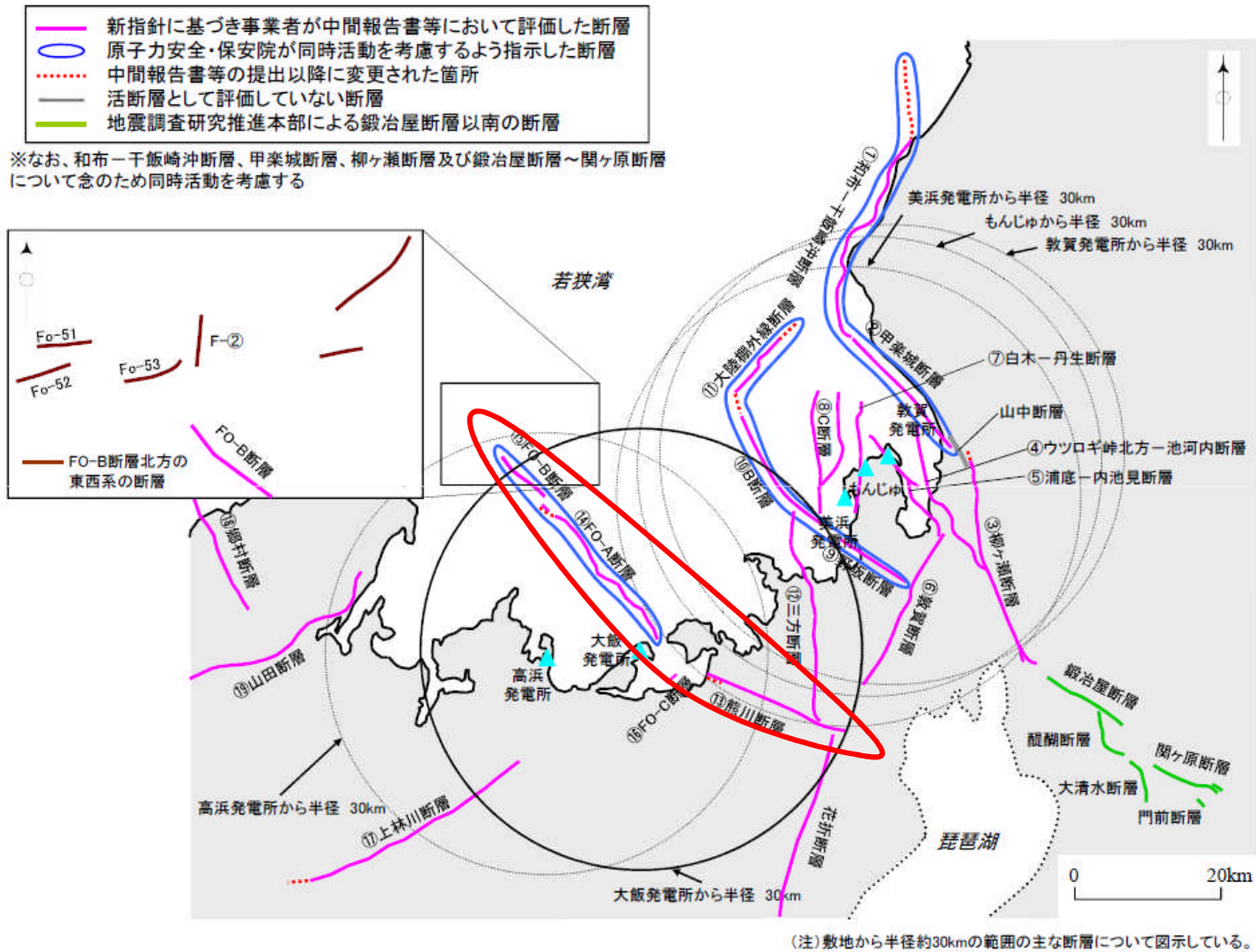


図1 若狭湾周辺の主な断層の分布

福井県原子力安全専門委員会第70回・「地震動抜粋資料」より引用



# 若狭湾の活断層の規模

断層名	電力会社が認める長さ (km)	指摘されている問題点
和布－干飯崎沖, 甲楽城, 柳ヶ瀬	60	関ヶ原までの連動(100km)
浦底－内池見(又は池河内)	25	35キロ, あるいは100キロ
敦賀	23	
白木－丹生	20	
C	18	
野坂－B－大陸棚	49	
三方	27	花折との連動
FO-A, FO-B	35	3連動(60km)
熊川	22.9	
上林川	39.7	

# 判決概要(2)一②

700～1260ガルの地震動が襲った場合、事故を避け得ない

- ① イベントツリーで事故原因となる全ての事象を取り上げているとは認め難い
- ② 危機的状況では、どんな事態が起きたのか把握することが困難
- ③ 事前の訓練やテストができない以上、実際に、メルトダウンまでの短時間の中に、適切迅速に予定の措置をとることを従業員に求めるのは困難
- ④ 地震により防衛システム自体が破損するおそれ

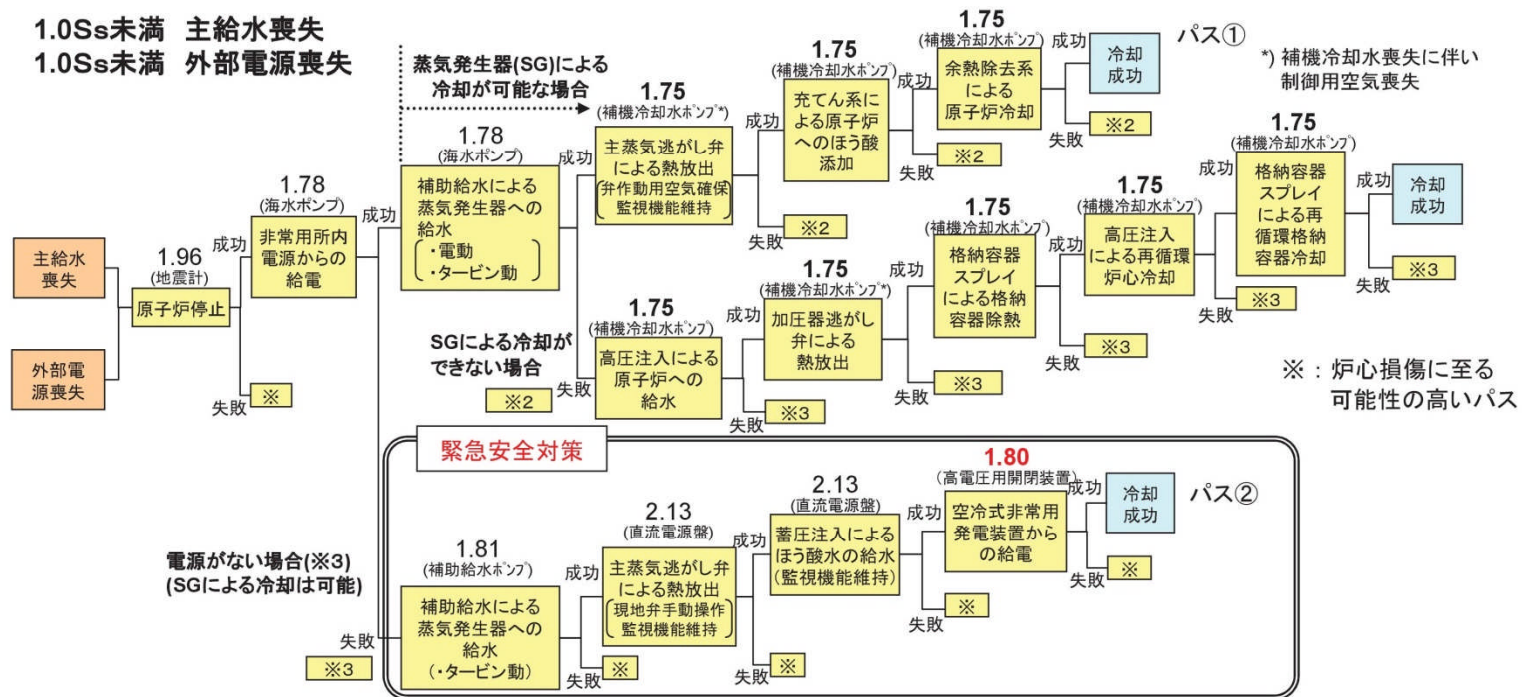
# 関電が作成したイベントツリー (抜粋)

## クリフエッジの特定(原子炉にある燃料に対する評価)

2-6

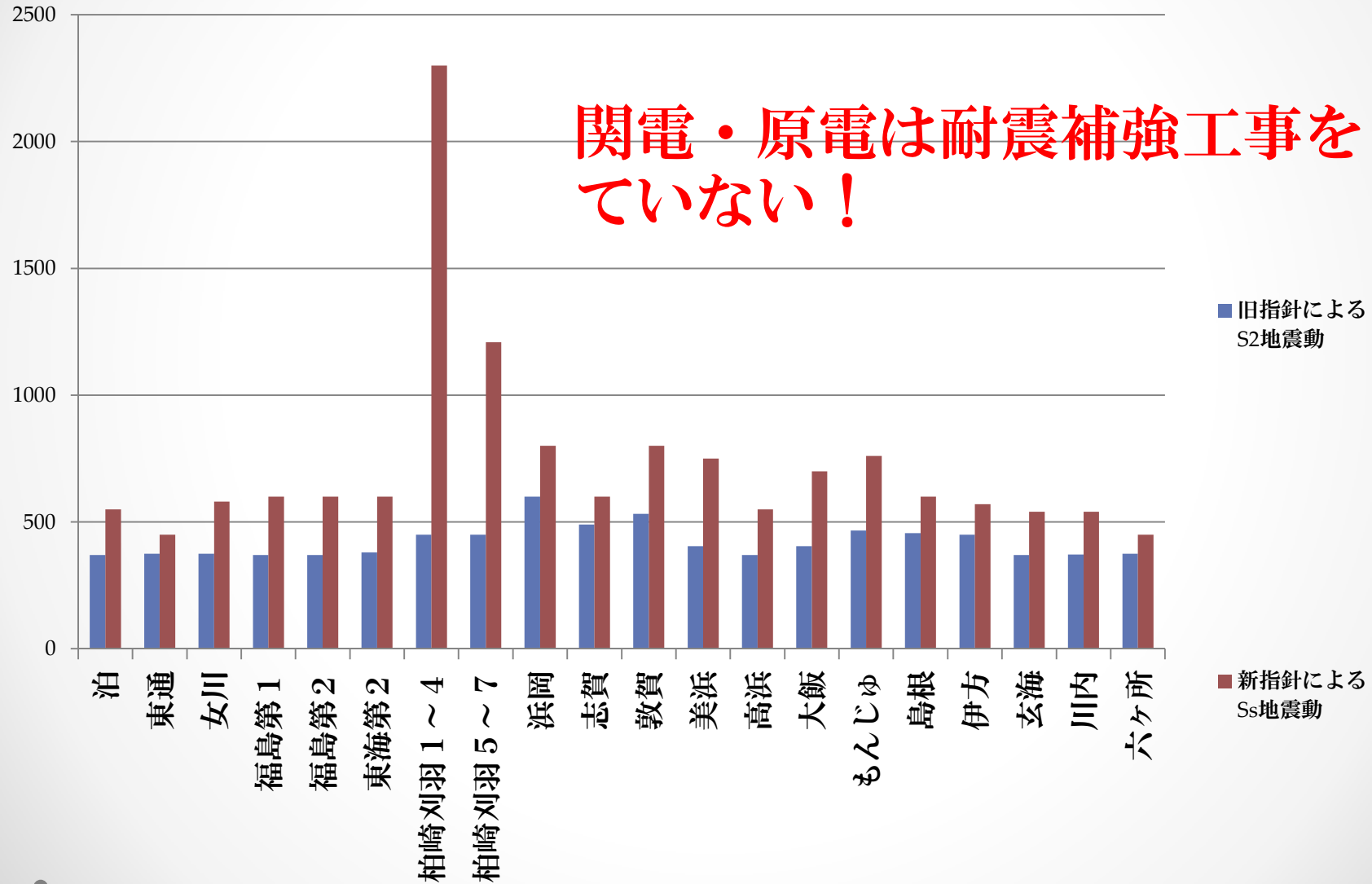
**Step4** 燃料損傷に進展しないよう収束させるシナリオが成立しなくなる地震レベル(クリフエッジ)を特定する

1.0Ss未満 主給水喪失  
1.0Ss未満 外部電源喪失



- 基準地震動1.75倍未満ですべての緩和機能が機能し成功に至る パス①
- 基準地震動1.78倍になると、非常用所内電源からの給電は失敗するが冷却成功に至る パス②
- 基準地震動1.80倍になると、空冷式非常用発電装置からの給電失敗で緩和手段がなくなり、クリフエッジとなる

# 新指針による耐震性引き上げ状況



# 判決概要(2)－③

## 700ガル以下の地震動でも施設が損壊する危険がある

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた大飯発電所4号機の安全性に関する総合評価（一次評価）の結果について（報告）」（ストレステスト結果報告書）20頁より引用

表 5-(1)-1 各起回事象の対象設備及び耐震裕度一覧（地震：炉心損傷）

起回事象	設備	裕度(×Ss)
主給水喪失	工学的判断 <sup>※</sup>	1.0未満
外部電源喪失	工学的判断 <sup>※</sup>	1.0未満
補機冷却水の喪失	原子炉補機冷却水ポンプ	1.75
大破断LOCA	RHR高温側吸込み配管	1.99
炉心損傷直結	原子炉建屋等	2
小破断LOCA	1次冷却材圧力バウンダリ接続小口径配管	2.03
2次冷却系の破断	主給水系配管	2.13
格納容器バイパス	蒸気発生器(内部構造物)	2.21
中破断LOCA	充てん注入ライン配管(C/L側)	2.65

※ 基準地震動以上の場合、主給水ポンプ、碍子等の設備が必ず損傷に至ると想定する。

# 判決概要(2)ー③

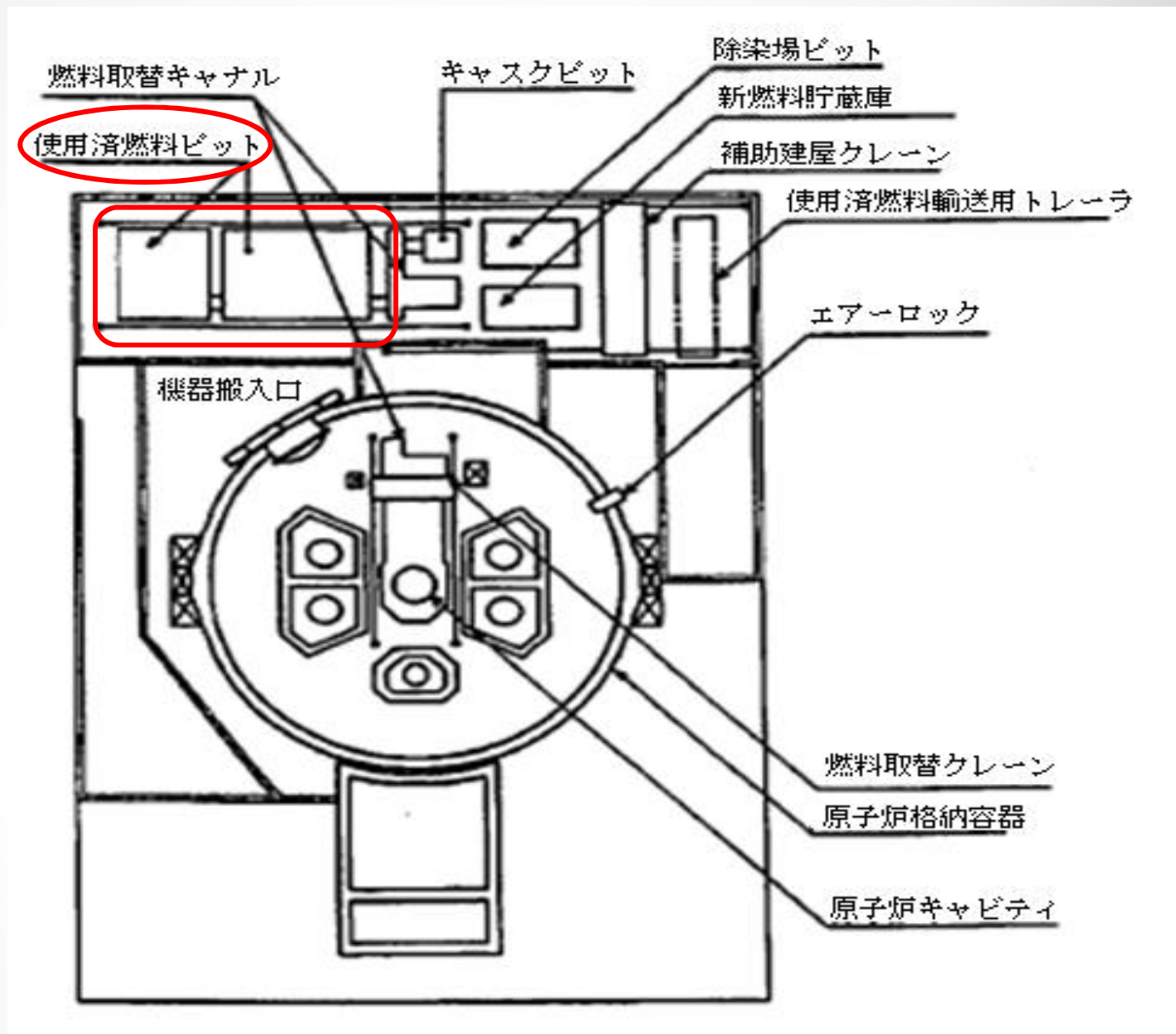
700ガル以下の地震動でも施設が損壊する危険がある

- ①外部電源喪失，主給水ポンプ破損による主給水喪失は関電自身が想定（いずれも耐震B,Cクラス）
- ②非常用発電機と補助給水設備による冷却シナリオ（イベントツリー）の実現困難性は，基準地震動を超えた地震動が起きた場合と同じ。

# 判決概要(2)－④

## 使用済み核燃料プールの危険性


- ①大飯原発の使用済み核燃料は1000本超
- ②崩壊熱を発生し続けるため、冷却を継続する必要がある。全交流電源喪失から3日で危機的状态に陥る。
- ③建屋内の格納容器の外の水槽内に置かれており、放射性物質の放出を防止する格納容器のような堅固な設備がない。
- ④使用済み核燃料プールの耐震クラスはBクラスにすぎない。



出典：大飯発電所原子炉許可申請書（3，4号炉完本）  
 添付書類八 第6.7.1図 燃料取扱設備配置図



2012年1月30日内閣府より  
情報開示を受けた（藤崎良次）



# 福島第一原子力発電所の 不測事態シナリオの素描

---

平成23年3月25日  
近藤 駿介



## 線量評価結果について

- 水素爆発の発生に伴って追加放出が発生し、それに続いて他の号機からの放出も続くと予想される場合でも、事象のもたらず線量評価結果からは現在の20kmという避難区域の範囲を変える必要はない。
- しかし、続いて4号機プールにおける燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生して放射性物質の放出が始まると予想されるので、その外側の区域に屋内退避をもとめるのは適切ではない。少なくとも、その発生が本格化する14日後までに、7日間の線量から判断して屋内退避区域とされることになる50kmの範囲では、速やかに避難が行われるべきである。
- その外側の70kmの範囲ではとりあえず屋内退避を求めることになるが、110kmまでの範囲においては、ある程度の範囲に土壤汚染レベルが高いため、移転を求めるべき地域が生じる。また、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることを理由に移転することを希望する人々にはそれを認めるべき地域が200kmまでに発生する(容認線量に依存)。
- 続いて、他の号機のプールにおいても燃料破損に続いてコアコンクリート相互作用が発生して大量の放射性物質の放出が始まる。この結果、強制移転をもとめるべき地域が170km以遠にも生じる可能性や、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることをもって移転を希望する場合認めるべき地域が250km以遠にも発生することになる可能性がある。
- これらの範囲は、時間の経過とともに小さくなるが、自然(環境)減衰にのみ任せおくならば、上の170km、250kmという地点で数十年を要する。

## 判決概要(2)－④

(関電は) 使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な設備を設けるためには膨大な費用を要するということに加え、国民の安全が何よりも優先されるべきであるという見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っていると言わざるを得ない。

# 判決概要(3)

## 原発の現在の安全性と差止の必要性

- ① 原発の安全技術と設備は，...確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ちうる脆弱なものである
  - ② 新規制基準には，外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるまで強度を上げる...等の措置は盛り込まれていない。...原発の安全技術及び設備の脆弱性は継続する。
- ∴ 差止の必要性がある。

# 判決概要(3)

- 当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。
- コストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。

# 判決の特徴

## ①裁判所の矜持を示した判決

「福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」(40頁)

(裁判所の判断の対象は) 「原子炉規制法をはじめとする行政法規のあり方、内容によって左右されるものではない」(40頁)

# 判決の特徴

## ②福島第一原発事故の教訓を踏まえた判決

「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」  
(40頁)

「混乱と焦燥の中で適切かつ迅速にこれらの措置をとることを原子力発電所の従業員に求めることはできない(47頁)

「原子力発電所における事故の進行中にいかなる箇所にもどのような損傷が起きており、それがいかなる事象をもたらしているかを把握することは困難である」(48頁)

# 判決の特徴

## ③憲法上の価値の優劣を明示した判決

「人格権は，…我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない」(38頁)

「原子力発電所の稼働は，…憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきもの」(40頁)

「極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等を並べて論じるような議論に加わったり，その議論の当否を判断すること自体，法的に許されない」(66頁)



# 判決の特徴

## ④新規制基準の合理性を否定した判決

「新規制基準には外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるまで強度を上げる，基準地震動を大幅に引き上げてこれに合わせて設備の強度を高める工事を施工する，使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む等の措置は盛り込まれていない」

（新規制基準の審査を通過しても）「原発の安全技術及び設備の脆弱性は継続する」（65頁）

# 批判する論調

- ゼロリスクを求める考え方は科学技術に対する裁判所の判断として不適切だ。（日本原子力学会）
- 原発の新たな規制基準を無視し、科学的知見にも乏しい。判決が、どれほどの規模の地震が起きるかは「仮説」であり、いくら大きな地震を想定しても、それを「超える地震が来ないという確たる根拠はない」と強調した点も、理解しがたい。（読売新聞社説）
- 昨年7月に施行された新規制基準は、大地震だけではなく航空機テロなどあらゆる事態を想定して策定された。「世界一厳しい」とされる評価も考慮されていない。百パーセントの安全はあり得ない。これを求めては技術立国や文明社会の否定につながる。（産経新聞社説）
- **揺れの強さが1260ガルを超える地震が絶対にこないとは言い切れず、警告を発する意味で重要な判決だ。**しかし、判決は科学的に十分精査しているとはいえない。（入倉孝次郎京大名誉教授・強震動地震学）  
（毎日新聞 2014.5.22）

# 今後予想される判決

- 裁判官は，旧来型の判断枠組み（伊方最高裁判決）と，新たな判断枠組み（福井地裁判決）とで，迷っている。どちらを採用するかは，福井地裁判決を支持する市民の声の大きさに影響される。
  - 福井地裁判決が指摘した新規制基準の問題点は，原発の再稼働の判断に影響する。
  - 過酷事故が現実にかかることが明らかになった。
  - 原発の専門家の仕事のレベルはかなり低い。
  - 国民の過半数を超える脱原発への支持は，裁判官に，原発再稼働という国策を乗り越えるハードルを低くしている。
- ∴ 差止判決を出させることは，市民の支持の大きさによっては，十分に可能

# 世論の着実な変化

- NHK (2014.3)
  - 脱・減原発 74% (減らすべき44%, 廃止すべき30%)
  - 現状維持等 23%
- 朝日新聞 (2014.3.15,16)
  - 脱原発 賛成77%, 反対14%
  - 運転再開 賛成28%, 反対59%
- 時事通信社 (2014.5.12~5.19)
  - 脱原発 84.3% (直ちになくす10.3%, 速やかになくす24.7%, 将来的になくす49.3%)
  - 活用を続ける 12.7%

# 今後の見通し

- 関電は判決言渡翌日に控訴。今後は、名古屋高裁金沢支部で審理が続くため、判決の確定までは相当な時間がかかる。
- 規制委員会で新規制基準による審査に合格し、地元首長の同意が得られれば、原発の再稼働が可能になる。
- 福井地裁判決で運転を禁じられた原発の再稼働を許すのか、市民の側が問われている。

ご清聴ありがとうございました。

判決・関連資料をご覧になりたい方は、「福井から原発を止める裁判の会」のサイトへ

URLは、<http://adieuunpp.com>